

東京大学アト秒レーザー科学研究機構 (I-ALFA)

協賛事業 2024 年度 募集要項

ALFA でアト秒フロンティアを切り拓く！

国内の研究者・技術者が長年にわたって培ってきた先端の技術を集約した
アト秒レーザー科学研究施設 (ALFA)

2023 年のノーベル物理学賞がアト秒パルスの発生と計測に貢献のあった研究者に授与されたことは、アト秒パルスを用いて広がるアト秒科学の幕開けを印象付けるものとなりました。

アト秒とは、10 のマイナス 18 乗秒という極めて短い時間を表します。アト秒領域の時間幅を持つ光パルスを用いれば、物質中の電子の運動を時々刻々観測することが可能となることから、人類に新しい自然観を与えるものと、その発生と利用が待ち望まれてきました。

私共は 15 年ほど前より、我が国で長年培われた最先端のレーザー技術と自由電子レーザーの技術に基づいたアト秒レーザー光源を擁するユーザー利用施設「アト秒レーザー科学研究施設 Attosecond Laser Facility: ALFA」の設置と建設に関する概算要求を文科省に上げ、予算の確保を目指して活動を続けてまいりました。

2022 年度には、文部科学省より ALFA の運営費の一部を認められ、2022 年 11 月 1 日、学内 9 部局の支援により東京大学総長室総括委員会の下に弊機構が設置されました。日本全国の大学、研究機関のご協力をいただきながら、ALFA 実現のための組織的な活動を進めております。

一方、海外に目を向けますと、ここ数年、欧米各国や中国においては、国家的予算が投じられ、アト秒レーザー光源施設の運用や建設が進められつつあります。そのため、我が国においては、ALFA 施設を設置するため予算を一刻も早く確保する必要があります。

このほど、文部科学省学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想「ロードマップ 2023」において ALFA は極めて高い評価で採択され、「設置すべき大型研究施設」として ALFA を位置づけられました。2024 年度は設備費の予算措置がなされたことにより、レーザー光源部分のビームライン ABC を中心に構築に着手いたします。

アト秒科学は、まだ生まれてから新しい学際的な領域ですが、そのフロンティア研究の成果は、「化学反応制御」、「有機デバイス」、「高機能触媒」、「ペタヘルツエレクトロニクス」、「太陽電池」、「生体内信号伝達」、「創薬・医療」などの分野に活用され、環境調和型社会、革新的産業社会、低炭素社会、健康長寿社会の構築に貢献すると考えられています。

私共は、このような様々な分野でイノベーションを創出するALFA計画を実現するため、2024年度の本事業協賛会員を募集いたします。

「アト秒レーザー科学研究施設（Attosecond Laser Facility: ALFA）」の建設と設立に向け、多くの企業、協会などの団体の皆様から施設計画についてのご理解をいただきながら、オールジャパンのご支援の下、本計画をさらに進めてまいります。

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）では、アト秒レーザー科学研究施設（Attosecond Laser Facility: ALFA）の我が国における早期設置、建設のための財源を獲得することを目的として、本事業の趣旨に賛同する法人（以下、「協賛会員」という。）を以下の通り募集します。

2. 名称

東京大学アト秒レーザー科学研究機構（I-ALFA）協賛事業

3. 募集内容

協賛金：100万円・1法人（税込）

年単位契約（支払いは1年分一括払）

4. 募集期間

2024年4月1日～2024年10月31日

5. 活動内容と協賛会員受益

- 1) アト秒レーザー技術、アト秒科学に関するセミナー・イベント等
- 2) トップ研究者との交流会
- 3) 本学教授等の講演

4) ALFA 計画に関する最新情報の紹介、説明会

5) 協賛会員間交流（報告会、懇親会等）

6) 共同研究等の実施（オプション）

7) 本学の協賛企業の広報活動

アト秒レーザー科学研究機構の Web サイト等を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを PR します。

8) 協賛会員の広報活動

協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛していることを PR することができます。

上記内容にかかる旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます
(オンラインセミナー等は、インターネットからご参加可能)

6. 応募資格

本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

③ 社会問題を起こしているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員等を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの

⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの

⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

⑧ 政治団体

⑨ 宗教団体

⑩ 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

7. お申込みについて

法人単位でのお申込みとします。グループ会社や子会社は個々でご提出ください。親会社（ホールディングス等）の協賛申込のみの場合、協賛会員向けのイベント等に関連会社、グループ会社、子会社はご参加できません。

8. 提出書類

協賛申込書（別紙様式）

9. 協賛金納入時期

協賛申込書を受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

10. 協賛の解除

協賛者の応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じた時は、本学は協賛の解除をできることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1カ月以上前に書面（PDF形式）で協賛解除を申し出てください。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。

11. その他

当該事業の最終年度末時点の残金は[東京大学基金「アト秒フロンティア基金」](#)に組み入れ、協賛事業の目的のために大切に活用させていただきます。

お問い合わせ先：東京大学アト秒レーザー科学研究機構

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 化学東館 1F 0110 室

TEL： 03-5841-4627 （平日 9:00-16:00 / 土日祝日を除く）

Email： support@i-alfa.u-tokyo.ac.jp

URL： <https://i-alfa.u-tokyo.ac.jp/>



<https://i-alfa.u-tokyo.ac.jp>